

★電話照会よくある事例ーその①

歯面ホワイトニング剤(過酸化物〇%)が税関で止まってしまった。

※ 過酸化物を用いた歯面漂白材については、歯科医師による口腔内の診査診断が必要な医療機器となるので、輸入確認証が必要です。(輸入確認申請には医師からの処方箋又は指示書を添付する必要があります。添付できない場合は、輸入することができません。)

★電話照会よくある事例ーその②

輸入確認申請する際に添付する医師からの処方箋又は指示書に必要な記載事項は何か。

※医師からの指示書等は、輸入品が輸入者に必要なことを医師が証明するもので、輸入(使用)者名、輸入品の名称、病院名及び医師名等の記載がなされているものです。なお、指示書等は直近に発行されたものを準備してください。  
(有効期間は6ヶ月となります。)

★電話照会よくある事例ーその③

電子たばこを購入したが、税関で止まってしまった。

※法律上、電子たばこ用のカートリッジ及びリキッド(いずれもニコチンを含有するもの)は、医薬品に該当します。

税関限りの確認で通関が可能な数量は、用法用量からみて1か月分(タバコ 1,200本分又は吸入(PUFF)回数 12,000 回分。カートリッジの場合は 60 個、リキッドの場合は 120ml。)となります。

1か月分を超えた数量を個人輸入する場合は、輸入確認証の取得が必要です。(輸入確認申請には上記その②の医師からの処方箋又は指示書を添付する必要があります。添付できない場合は、輸入することができません。)

## ★電話照会よくある事例ーその④

CPAP(持続陽圧呼吸療法)に用いる機器(CPAP装置)またはその部品が、郵送で送られて税関で止まってしまった。

### ① CPAP装置本体、またはCPAP装置本体を含む装置一式

→CPAP装置は、医師の指示のもと使用する医療機器になるので、輸入する場合は、使用する必要性を確認できる医師からの指示書(写)又は、診断名や輸入する医療機器による治療計画を記した診断書(写)等を地方厚生局に提出して、輸入確認証を取得する必要があります。

※手続きの方法は厚生局まで問い合わせください。

### ② CPAPのマスク

→CPAPのマスクは家庭用医療機器として1個までは税関限りの確認で通関が可能です。

※1個までであれば手続きなしで輸入できますので、その旨荷物の留まっている所へ連絡してください。

### ③ その他のホースやフィルター等

→法の規制対象にはなりません(数に制限なく輸入できます)。

※手続きなしで輸入できますので、その旨荷物の留まっている所へ連絡ください。

## ★電話照会よくある事例ーその⑤

海外から日本への入国者がCPAP(持続陽圧呼吸療法)に用いる機器(CPAP装置)を直接持ち込みたい。

→海外からの入国者がCPAP装置を携帯して輸入する場合に限り、医師からの指示書等で輸入者自身が自己の治療のために当該装置を日常で使用していることが確認できる場合は、1セット(最小単位)までであれば、輸入確認証を取得せずに輸入可能です。

※1セットであれば手続きなしで輸入できます(医師からの指示書等を持参ください)。

★電話照会よくある事例ーその⑥

ロイヤルハニーVIP が税関で止まってしまった。  
(今までは通っていたのになぜか)

医薬監麻発 0210 第 5 号令和 7 年 2 月 10 日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長より「数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の改正について」において、健康被害のおそれがある医薬品成分が検出されたものとして、ロイヤルハニーVIP (Royal Honey VIP) が追加されました(製造元は BIOTIVITY SDN BHD (マレーシア)で液体のもの)ため税関で止まってしまったと思われます。

上記製品(製造元のもの)は「医師からの処方箋(写)又は指示書(写)など」(その②を参照)を入手の上、厚生局に輸入確認申請を行う必要があります。(入手できない場合は、輸入することはできません。)

なお、以下の参考情報も併せてご確認ください。

(千葉県ホームページより)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/press/2023/20230531.html>